

横浜市建築工事の情報共有システム実施要領

制 定 令和5年7月1日（建営第542号局長決裁）

最近改定 令和7年2月5日（建営第1764号局長決裁）

（目的）

第1条 本要領は、横浜市が発注する工事において、「受発注者のコミュニケーションの円滑化」、「工事書類の処理の迅速化」、「監督検査業務の効率化」等を目的として情報共有システムを活用するにあたり、必要な事項について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有システム 公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- (2) 受注者 発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。監理技術者等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。
- (3) 発注者 受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、主任監督員、担当監督員、委託監督員）を主に指す。
- (4) 工事帳票 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、情報共有システムによる工事帳票の「発議・提出・受理」などの処理を行うにあたり、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴を記録すること。

（対象工事）

第3条 横浜市発注の建築工事（建築電気設備工事、建築機械設備工事を含む）を対象とする。

- 2 情報共有システムの活用は、発注者が指定する「発注者指定型」方式又は受注者からの希望により実施する「受注者希望型」方式とする。

（情報共有システムの選定）

第4条 本要領において使用できる情報共有システムは、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（国土交通省）（契約時の営繕工事編の最新版）」のうち、次の各号に掲げる条件を満たすものから受注者が選定する。（国土交通省 官庁営繕HP「情報共有システム提供者機能要件営繕工事編 対応状況一覧表」参照）

- (1) 別添の「工事打合せ簿（参考様式）」と同等の様式に対応可能なもの
- (2) PDF、P21 及び SFC 形式を表示する機能を有するもの
- (3) 情報共有システムの相談窓口の利用が可能なもの

(利用に係る手続き)

第5条 工事契約後、受注者は情報共有システムを利用する場合は、発注者に情報共有システムの利用について報告する。

- 2 情報共有システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行い、受注者及び発注者のID及びパスワードを情報共有システム提供者から取得するものとする。
- 3 受注者は、工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能にするものとする。
- 4 受注者の責によらない不測の事態が生じ、情報共有システムの利用が困難となった場合は、受発注者の協議により情報共有システムの利用を止めることができる。その際には、情報共有システム内のデータを速やかに電子記録媒体へ保存するものとする。
- 5 発注者指定型において、情報共有システムを利用しない場合は、利用しない理由を工事打合せ簿で報告する。

(費用)

第6条 情報共有システムに係る費用(システム運用にかかる登録料及び基本利用料)は、以下の通り計上するものとする。

(1) 発注者指定型

設計時に共通仮設費へ積上げ計上する。

(2) 受注者希望型

最終の契約変更確定時に共通仮設費へ積上げ計上した上で、設計変更を行う対応とする。

- 2 ネットワーク環境、PC及び周辺機器については、受注者、発注者双方で用意することを原則とするが、発注者が利用しているネットワーク環境、PC及び周辺機器が利用できない場合は、受注者が用意するものとする。

(工事成績評定への反映)

第7条 工事成績評定への反映は、以下のとおりとする。ただし、当初契約時の請負金額が500万円未満の工事については、工事成績評定への反映の対象外とする。

(1) 発注者指定型

情報共有システムを利用した場合は、加点(1.0点)し、情報共有システムを受注者の責により利用しなかった場合は減点(1.0点)する。

(2) 受注者希望型

情報共有システムを利用した場合は、加点(1.0点)する。

(利用上の注意点)

第8条 受発注者は、情報共有システムを利用するにあたり、次の各号について留意する。

- (1) 関係者への利用権限の付与及び利用の統一化
- (2) ID・パスワード・個人情報の管理及び操作端末の管理の徹底
- (3) 通信環境(通信速度、CPU、容量等)の事前確認

(対象とする工事帳票)

第9条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、工事打合せ簿とする。工事打合せ簿以外の工事帳票についても、工事打合せ簿に添付することで有効とする。工事関係書類一覧表（建築工事編、建築設備工事編）を参考に受発注者協議により決定するものとする。

2 個人情報等が含まれる工事帳票については、添付ファイルにパスワードを設定するものとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第10条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

(遠隔臨場)

第11条 情報共有システムを活用して遠隔臨場を行えるものとする。遠隔臨場の実施にあたっては、「横浜市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に従うものとする。

(検査)

第12条 情報共有システムで処理した工事帳票等は電子データを利用した検査を原則とするが、実施にあたっては、工事関係書類一覧表（建築工事編、建築設備工事編）を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(データ保管)

第13条 工事完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。。

(納品)

第14条 この要領に基づき作成した工事帳票等は、「電子納品運用ガイドライン【建築・建築設備工事編】（横浜市）」に基づき電子納品を行うものとする。

(その他)

第15条 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月1日に施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月5日に施行し、令和7年3月26日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約を締結した工事及び令和7年4月1日以降に完成検査を行う工事について適用する。

